

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成20年12月19日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	平 野 龍 司 議員
3番	山 田 英 明 議員	4番	近 藤 郁 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	三 浦 桂 司 議員
7番	石 橋 敏 明 議員	8番	平 野 敬 祐 議員
9番	安 井 明 議員	10番	杉 浦 光 男 議員
11番	一 色 美智子 議員	12番	松 山 廣 見 議員
13番	前 山 美恵子 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左千江 議員	16番	堀 田 勝 司 議員
17番	坂 下 勝 保 議員	18番	矢 野 清 實 議員
19番	月 岡 修 一 議員	20番	石 川 清 康 議員
21番	村 山 金 敏 議員	22番	伊 藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	竹 原 寿 美 雄 君

健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	山 崎 力 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教育部長	野 田 誠 君	市民部次長 兼環境課長	柴 田 二 三 夫 君
健康福祉部次長 兼高齢者福祉課長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部次長	前 野 宏 光 君	経済建設部次長 兼都市計画課長	三 治 金 行 君
企画政策課長	横 山 孝 三 君	総務課長	荒 川 恭 一 君
代表監査委員	古 橋 洋 一 君	監査委員事務局長	高 橋 芳 行 君

5. 議事日程

- (1) 政治倫理確立特別委員会の報告について
- (2) 諸報告
- (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 64 号 豊明市安心と安全な防犯まちづくり条例の制定について

議案第 65 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 66 号 豊明市税条例等の一部改正について

議案第 67 号 豊明市都市計画税条例の一部改正について

議案第 68 号 豊明市母子家庭等医療費助成条例の一部改正について

議案第 69 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 70 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第 71 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 72 号 豊明市介護保険条例の一部改正について

議案第 73 号 東部知多衛生組合理約の一部改正について

議案第 74 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について

議案第 75 号 平成 20 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第 76 号 平成 20 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第 77 号 平成 20 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について

議案第 78 号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第 79 号 平成 20 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ

いて

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第3号 介護職員の人材確保の意見書採択を求める請願

請願第4号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

請願第5号 中部地方整備局の事務所・出張所の存続と地方分権改革推進委員会の第2次勧告に向けて地方分権改革に係る慎重な審議を求める請願

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

石川清康議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(石川清康議員)

皆さんおはようございます。

議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

本日午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、政治倫理確立特別委員会から報告書が提出されましたので、本日の議事日程1として組み入れ、委員長より報告することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、政治倫理確立特別委員会の報告についてを議題といたします。

本特別委員会に付託しておりました事件について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その結果について委員長より報告を願います。

政治倫理確立特別委員会の平野敬祐委員長、登壇にて報告を願います。

No.5 ○政治倫理確立特別委員長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名をいただきましたので、政治倫理確立特別委員会の報告をさせていただきます。調査の経過と結果についてのご報告でございます。

本特別委員会は、昨年(平成28年)の第3回定例会において付託された事項について、去る12月12日をもって調査を終了いたしました。

本日、委員会報告書がお手元に配付されていることと存じますが、まず、本特別委員会が設置されるまでの経緯について申し上げます。

本件につきましては、平成19年第3回定例会の最終日、9月27日の本会議において、「政治倫理確立特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について」の動議が提出され、全会一致で可決され、委員8名による特別委員会が設置されました。

次に、調査の内容等については、委員会報告書に主な事項を記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

まず第1番目に、本特別委員会の活動経過については、昨年9月27日の正副委員長の互選に始まり、去る12月12日の議会への報告の審査まで、協議会を含めまして延べ15回開催し、初めに、より具体的な調査事項及び調査方法を協議し、その後、それぞれの調査を行いました。

次に、第2番目として、調査事項についてであります。付託された2つの調査事項及び中心に据えたより具体的な調査事項は、委員会報告書に記載してあるとおりであります。

次に、第3番目として、調査結果を申し上げます。

なお、主要な事項のみ報告することにいたしますので、ご了承願います。

まず、調査事項の(1)政治倫理条例等の策定に向けての調査研究に關してであります。県内各市の条例等の資料の収集に関する事項、調査事項(2)政務調査費に関する調査についてから浮かび上がった問題の倫理条例等への反映の仕方に関する事項、そして他市町を参考に一般的な倫理条例等の内容調査及び条例等の作成に関する事項の3点を中心に据えて調査研究いたしました。その結果、賛成多数ではありましたが、豊明市議会議員政治倫理要綱(案)を策定いたしました。

この要綱(案)は、議員が厳格な政治倫理意識に徹して積極的に活動し、議員としての使命の達成に努め、議会が市民から信頼を得て、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的としております。

本特別委員会としては、豊明市議会の意思を市民に示す必要性からも、早急に要綱とし

て制定すべきであると考えます。

次に、調査事項の(2)政務調査費に関する調査に関してであります。そのうちのA政務調査費の取り扱いについての検証については、第1点目の具体的な調査事項として、全国都市問題会議参加における不適切な使途・運用の原因と対策に関する事項を中心に据えて検証いたしました。

議会事務局に、資料として平成18年度政務調査費交付金会派別交付状況一覧表の提出とその説明を求め、事情聴取いたしました。

次に、第2点目の具体的な調査事項として、過去における取り扱いの課題の洗い出しに関する事項を中心に据えて検証いたしました。各委員より意見収集した結果、課題は5点でありました。

次に、I政務調査費の今後のあり方についての調査研究に関しては、具体的な調査事項として、先ほど申し述べました5点の課題を中心に据えて調査研究をいたしました。5点の課題については、それぞれの提言や指摘があったところであります。

本特別委員会としては、これらの提言や指摘は、今後の政務調査費のあり方について検討する際の重要な問題点であると位置づけて結論といたしました。

次に、ウ全国都市問題会議抜け出しに関する調査に関しては、一連の抜け出し問題の事実確認に関する事項を中心に据えて検証いたしました。

資料として、全国都市問題会議抜け出しに関する新聞の切り抜きのコピー及び市議会だよりNo.163のうち、全国都市問題会議に関する一連の問題についての報告のコピーの提出を求めました。

資料の取り扱いは、市議会だよりで議長が個別に直接聴取した記事が掲載されていることをかんがみ、新聞の記事は補完的に参考としながら、事実関係の調査における判断の基本といたしました。

本特別委員会としては、次の3点の事項の確認をもって結論といたしました。

1点目に、18年度にマスコミ等への虚偽の発言があったということについて、全委員が確認をいたしました。

2点目に、午前11時ごろから午後4時ごろまで会議を抜け出したということについて、賛成多数で確認をいたしました。

3点目に、今回の一連の虚偽の発言について、会派にも責任があったということについて、全委員が確認をいたしました。

もう少し踏み込んだ調査をしたいという意見もありましたが、地方自治法第110条に基づく特別委員会での調査はおのずと限界があること。また、政治は倫理であるという基本原則に立って、政治倫理条例等の策定に向けて調査研究を進めていくべき任務があることより、これ以上踏み込んだ新聞報道等についての調査は必要ないと判断をいたしました。

なお、本特別委員会としては、この全国都市問題会議抜け出しに関する調査の件を、他の議題に先駆けて議事進行いたしました。新聞報道等を調査することにより、政治倫理に

かかわる要素としてどのようなものがあるかということで、政治倫理条例等の策定に向けての調査研究に結びつけることができたものと理解をいたしております。

最後に第4番目として、調査のまとめを申し上げます。

本特別委員会は、平成19年9月27日の豊明市議会議員の政治倫理確立に関する決議を受けて設置されたものであり、議員は市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託にこたえるため、政治倫理基準を定めること等により、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、清浄で民主的な市政の発展と公共の福祉の向上に寄与する信念で取り組みました。

本特別委員会では、議員が明確な基準のもとで誇りを持って市政を担いつつ説明責任を果たす仕組みを創設するために、豊明市議会議員政治倫理要綱(案)を策定いたしました。議員一同が、この要綱(案)の趣旨を尊重し、豊明市議会の要綱として制定されることを重ねて望むものであります。

なお、要綱(案)の制定の審議の中で、将来の展望として議会基本条例を考えていく必要があるのではないかと意見がありました。地方分権改革によって自治体の権限が拡大し、議会の役割はますます大きくなっています。議会基本条例の考え方と取り組みは緒についたばかりであります。議員が一丸となって、議会・議員のあり方と今後の市議会のあり方について探りつつ、議会基本条例の制定に取り組んでいくことは、非常に意味があるものと考えます。

本特別委員会は、今回の報告で一定の方向性を提示して任務を果たし得たものと考えます。

結びに、平成19年9月27日に全会一致で決議した「豊明市議会議員は、市政に携わる権能と責務を有することを深く自覚するとともに、公平性と透明性を確保し、みずから研さんを積み、資質を高め、その使命の達成に努めること」及び「豊明市議会議員は、法令遵守の確実な実現はもとより、厳格な政治倫理を基礎とし、一日も早い市民の信頼回復に向けて邁進していくこと」の2つの事項が、豊明市議会議員全員の総意であることを、再度確認してまとめいたしました。

以上が、本特別委員会に付託された事項に対する調査報告であります。委員各位が極めて真剣かつ慎重に審査を行ってまいりましたことを、この場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。

なお、委員会報告書は、委員各位の総意で作成されたものであることを申し添えまして、政治倫理確立特別委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.7 ○14番(榊原杏子議員)

委員会で長い間、審議をされてまいりましたが、この委員会の設置に先立ちまして、市民の方から請願が出されました。真相究明と再発防止を求めるという主な内容でありました。これを全会一致で採択をし、そして決議も出して、委員会を設置して、この問題に取り組まれてきたわけです。

そういった点から、真相究明、再発防止という市民の願いに、十分委員会はこたえたかということについて、幾つか質疑をいたしたいと思っておりますので、よろしく願います。

まずは、真相究明に係る部分ですけれども、全国都市問題会議抜け出しに関する調査、まあ一番最初にこれから取り組まれたということでもありますけれども、これについては報告書の中でも3点の確認ということがされましたが、これにとどまったということで、重要と思われる抜け出しの計画性、あるいは視察か観光かというようなことも話題になったわけでもありますけれども、会派にどういう責任があるのか等々については、調査をされておられません。

また、抜け出し議員とされる方々を参考人として呼ぶこともなされておませんが、これについてはどういった理由だったのでしょうか。この3点の確認で調査を十分とされた理由について、お聞かせいただきたいと思っております。

さらに、2年前の政治倫理等調査特別委員会におきましての発言、法定委員会での発言であります。具体的には30分、最大で1時間程度中座をしたというような発言内容が、伊藤委員からありましたけれども、これについても、虚偽ではないかということで調査すべきという意見があったというふう聞いておりますが、これを取り上げなかったのはなぜでしょうか。

それから、何度か協議会に切りかえて会を行われているわけですが、協議会におきまして政務調査費に関する調査を行っているときに、いわゆる怪文書というもの、内容につきましては、私と山盛議員、それから鳥居前議員について、政務調査費の領収書を偽造したかのように、領収書のコピーに書き込みをされた怪文書が、選挙の前日に何者かによって配られたということがありまして、そのもとになった領収書は、そもそも当時の新政会から情報公開請求されたものであることが推認できるということで、また、その領収書については講師個人の住所、氏名、それから印影なども含まれていたことから、これは倫理の問題として扱うべきではないかというふうに提出をしましたが、取り上げられておられません。この協議会におけるこの文書の扱いについての経緯をお聞かせください。

さらに、再発防止という点から要綱(案)をつくられました。これについては条例か、要綱かということも議論があったようです。それから、この委員会に入っていらない方も含めて、各会派から集めた意見、案というものがあったと思っておりますが、これらはどのように

反映されたのかということ。それから、条例か、要綱か、どちらにすべきかという議論において、要綱ということでは、条例と違いまして、効力がやや薄いということも心配されていたわけですが、要綱で十分というふうな結論に至った経緯をお示しいただきたいと思っております。

それから、最後ですが、政務調査費の今後のあり方についての調査研究という中で、その前の項目で洗い出された5点について、5ページから6ページの間で報告をされておりますが、これについてはいろいろな意見があった、提言があったというようなことは言われておりますが、結論としては、今後の政務調査費のあり方について検討する際の重要な問題点であると位置づけて結論としたというふうにあります。

今後のあり方について、調査研究をしている中で、今後のあり方についての結論が出てないと思うんですが、こうした結論にとどまったのは、いかなる経緯だったのでしょうか。

それから、「今後の政務調査費のあり方について検討する際」ということが書かれておりますので、ここの委員会で結論が出なくても、今後、政務調査費について、どこかの場所で検討する機会をつくる、そのことを委員会として言及したということによろしいのでしょうか。

以上、ちょっとたくさんありますけれども、よろしくお願いいたします。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

平野敬祐特別委員長。

No.9 ○政治倫理確立特別委員長(平野敬祐議員)

6点にわたります榊原議員のご質問でございます。1点ずつ、私の理解している限り、お答えしたいと思います。

まず、1点目の抜け出しは、具体的に観光であったのか、首謀者はだれだったのかとか、そういう具体的なことも調べるべきだと、そんな意見も確かに委員会の中でございました。

ただし、委員会総意といたしまして、新聞の抜け出しですね、これを中心にして確認作業をしたということでありまして、本人から事情聴取をとるというようなことについても、委員会のほうでは必要としないという結論でございました。

2番目に、先の政治倫理確立特別委員会の発言についてでございましたが、これは一部発言について問題があるということで、報告書にも記載してあると思っております。

3番目、協議会の中で怪文書が問題になったということでございます。

確かに、コピーについては、委員の方から提出があったように思いますが、この件については協議会で、まあ本特別委員会で協議すべき内容ではないと結論づけられました。

4番目、要綱でございます。

ほかの議員の皆さんからも多くの資料をいただきました。これを反映したかということですが、結果として要綱に絞るということも、これも本特別委員会の委員の皆さんの総意でございます。

そして5番目、政務調査費の今後のあり方であります。

もう一つ、どうやってこの政務調査費を、この特別委員会でこれからのあり方を検討していくかということも含めまして、議会基本条例の制定というようなことも、この報告書にもございます。こういったものに政務調査費の細かなものをうたっている議会、他市町の議会というのは、先進地でございますけれども、多くあると思っております。

これが、私どもの特別委員会で、即議会基本条例にまた進んでいくべきだというようなことまで結論はつけられませんが、豊明市議会といたしまして、このような先進地の事例も含めて、政務調査費の今後のあり方の見直しについても考えていくべきと、そのように結論づけたということでありませぬ。

以上でございます。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.11 ○14番(榊原杏子議員)

また、順番にお聞きしますけれども、全国都市問題会議抜け出しに関する調査において、新聞を中心に調査したということで、参考人として呼ぶこともされなかつた。

それから、つけ加えて言うと、テレビで報道があつた部分についても、新聞では名前の載っていない方の発言も、テレビには映っていたわけですが、これについても参考にはされませんでした。この理由、経緯等もお知らせいただきたいと思ひます。

それから、先ほど申しました、いろいろな重要な点が放置されているのではないかというのは、私の主観かもしれませんが、これが重要だ、調べなければならぬという意見があつたことに対して、それを結論としては取り上げてないわけですから、これは重要でないという位置づけを、この委員会の中ではされたということによろしかったのでしょうか。

それから、18年の委員会において、一部の発言に問題があつたということは、確かに報告書では「一部の発言について調査すべきであるという意見があつた」というふうには書かれておりますが、問題があつたということに言及されておひりませんが、法定委員会でありませぬので、発言は大変重いということで、これについては大変問題があるのではないかというふうに思ひますけれども、このところの経緯をもう一度というか、詳しくお知らせいただきたいと思ひます。

それから、怪文書については、この委員会で取り上げるべき内容でないということですが、どういふ理由で、これは取り上げるべき内容ではないということにされたのでしょうか。

か。

政務調査費も絡んだ問題ですので、また、この書類の扱いということも含めまして、取り上げてもおかしくない問題だと思いますけれども、こういった理由でこれを取り上げられなかったか、理由についてお聞かせください。

要綱、条例の案については、他の会派から集められまして、でき上がったものを見ますと、春日井市のものと大変近いということで、まあ反映をされていないように見受けられるわけです。

せっかく集めて、それぞれ特徴的なものを出されたと思いますけれども、そういったものを結果としてですけれども、参考にされなかったというのは、大変出された方にとっても残念なことだと思うんですけれども、何か問題がそれぞれにあったんでしょうか。その理由についても詳しくお聞かせいただきたいと思います。

今後の政務調査費のあり方については、議会基本条例の中でも、反映できるのではないかとということもおっしゃったと思いますけれども、だとすると、この委員会として議長に対して、それについても政務調査費のあり方について、議会基本条例の中で、あるいはほかの方法で、検討を今期中にされるべきというような報告書とともに進言はされますでしょうか。よろしくをお願いします。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

平野敬祐特別委員長。

No.13 ○政治倫理確立特別委員長(平野敬祐議員)

また、6点ほどのご質問と思います。

1番目に、参考人をなぜ呼ばなかったのか。そして、テレビはどうして確認作業の中に加わらなかったのかということでございます。いずれも委員の皆さんの総意というふうに思っております。

2番目の個々の重要な抜け出しの関係の問題で、一点一点を取り上げなかったということでございますが、これも委員の総意ということで思っております。

3点目、18年度の委員会の一部の発言について、問題があったのではないかとご指摘でございますが、問題があったのであれば、そのお考えの方から明らかにどの部分がどのようなふうにとご提言をいただければと思います。

本委員会では一部の発言に指摘が及んできたということは、報告で先ほど述べたとおりでございます。

怪文書はなぜ取り上げなかったのかは、先ほどお答えしたとおりでございますので、割愛いたします。

要綱は春日井市のものに近いが、ほかの資料を参考にしなかったのではないかとご

とであります、参考にいたしました。十分過ぎるほどの資料の中から、最終的にこの簡素な要綱が成立したというふうに私は思っております。

また、政務調査費、議会基本条例等を今期中につくるべきと進言するかどうかということですが、私個人としてこの進言をするということにはございません。特別委員会の中でも、そこまで具体的にはお話をしておりません。

以上であります。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.15 ○14番(榊原杏子議員)

委員の総意というふうにたくさんおっしゃいますけれども、委員長のお考えを聞いているわけではございませんので、その委員会の中で委員の総意として、それが認められる、まあ委員の意見ですね。どのようなものがあつたかという例だけでもいいので、それぞれについてお示しをいただきたいと思えます。

それから、政務調査費のあり方について検討する際の重要な問題点であるというふうには、委員会で位置づけております。これは、こういった課題について検討する場があるということを前提に、こうした報告の文書はでき上がっていると思えますが、そういうことではないのでしょうか。そこだけ確認をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

平野敬祐特別委員長。

No.17 ○政治倫理確立特別委員長(平野敬祐議員)

まず、抜け出しの問題で委員の皆さんからの具体的な、一つずつの意見ということでございますが、2~3あるかもしれません。会議録に載っておりますので、調べさせていただきます。

そして、議会基本条例についてであります、あくまでも特別委員会として、こういった先進事例に見習うべきということを提言をいたしております。ただし、具体的に、すぐに取りかかるべきだと、そういったところまではいっておりません。これは市議会、22名の議員がいるわけですので、この総意で議会で考えていくべきことであると思っております。あくまでも特別委員会としては提言をしたということでございます。

ちょっとお待ちください。平成20年4月16日、第6回の委員会で、このあたりのご意見を

いただいているように思いますので、すべてを今すぐにお話しできるかどうかはわかりませんが、例えば観光であったと認めて謝罪しているが、観光として認めていない議員がいるのではないかと。

大変申しわけございません、非常に長いものですから。

後は、テレビで放映されたことを申された委員もいらっしゃいますが、テレビの関係は編集ということもあるので、ちょっと割愛させていただきます。

それから、レンタカーをだれが借りたのか、だれが計画したのか、そういったものも明確にすべきではないかと。

目的地についても、それぞれ言い分が違いましたが、だれが言い出したかわからない。目的地を決定したのは事前ではなかったとか、そういったことではないかと思っております。

いずれにいたしましても、虚偽の説明があったということ、本委員会として確認をしたという作業でございます。

以上であります。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.19 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

本件につきましては、去る平成 19 年9月 27 日に特別委員会を設置して以来、委員各位の長期間にわたるご努力により調査を続けていただきましたが、先の報告書のとおり、調査目的を終了いたしましたので、これをもって調査を終了し、政治倫理確立特別委員会を廃止いたします。

各委員の皆様におかれましては、長期間にわたりまして、真剣かつ慎重に調査をいただきまして、大変ありがとうございました。心から感謝の意をあらわしておきます。

以上で政治倫理確立特別委員会の報告についてを終わります。

日程2、諸報告に入ります。

総務文教常任委員会及び経済建設常任委員会に付託しておりました陳情第7号及び陳情第8号について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに松山廣見総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.20 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

皆さんおはようございます。

議長のご指名がありましたので、総務文教常任委員会に付託されました陳情第8号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める陳情書の審議結果をご報告申し上げます。

去る12月10日午前10時より、全委員及び市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、陳情第8号を議題としました。

本陳情について、理事者より経過、状況等の説明も特段になく、直ちに質疑に入りましたが、質疑もなく、討論に入りました。

主な討論としては、新保険業法への移行期間は2年あり、契約者保護も行われており、不採択とする。

保険業法の改定は、特定の人たちの共済が打撃を受け、にせ共済を排除する仕組みがなく、互助の精神で行っている方々には、あおりを食っており、適用除外することが効果と考え、採択とするなどの討論があり、採決の結果、賛成少数により、陳情第8号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める陳情書は、不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました陳情第8号の報告を終わります。

No.21 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて杉浦光男経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.22 ○経済建設常任委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、経済建設常任委員会に付託されました陳情第7号「協同労働の協同組合法」早期制定の国会への意見書提出の陳情についての審議経過と結果についてご報告いたします。

去る12月12日午前10時より開催されました経済建設常任委員会において、付託議案の審議終了後に本陳情を審議いたしました。

当局による状況等の説明は特になく、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、これから法律をつくって、きちんと補償すべきと考え賛成するとの討論がありました。

討論を終結し、採決に入りました。採決の結果、陳情第7号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で経済建設常任委員会に付託されました陳情第7号の審議経過と結果の報告を終わります。

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告されました陳情2件について、順次採決に入ります。

初めに、陳情第7号について採決を行います。

陳情第7号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、陳情第7号についてお諮りいたします。

陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、陳情第7号は不採択と決しました。

続いて、陳情第8号について採決を行います。

陳情第8号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、陳情第8号についてお諮りいたします。

陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.25 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、陳情第8号は不採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第64号から議案第79号までの16議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに松山廣見総務文教常任委員長、登壇にてお願いいたします。

No.26 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

議長のご指名がありましたので、総務文教常任委員会に付託されました案件についての審議結果をご報告申し上げます。

去る12月10日午前10時より、全委員及び市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審議経過を申し上げます。

初めに、議案第65号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部改正についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、地域公共交通会議の目的は、地域の実情により、適切な乗合旅客の運用に関することの協議を行うものです。

道路運送法に基づいた地域公共交通会議であり、委員は 22 名以内であり、公募も入ります等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、バスの買いかえを控えて検討しなければならない時期であり、遅いと感じる。会議の中で十分審議されることを要望して、賛成討論とするとの討論があり、採決の結果、議案第 65 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 66 号 豊明市税条例等の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、コンビニ収納にかかるシステム改修は約 1,700 万円、コンビニの手数料は 1 件当たり六十数円です。

コンビニ収納にかかるシステム改修は 21 年度予算にて対応する。コンビニ手数料は年間 200 万円ほどかかります。他市の状況として納期内納付が増えており、督促状の発送や郵送料が相殺できるとみている。また、口座振替も納税通知書に口座振替の案内を同封する。

条例で指定した寄附金対象の事業所への PR 方法は、市内の法人、社会福祉法人、学校法人には個別で通知を 12 月末までに発送予定。県内は市ホームページにて PR、市民には広報 2 月号及びホームページにて PR 予定です等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、前納報奨金は何年も前から話があったが、ようやく廃止となった。コンビニが進むのもよくない。口座振替の拡大に努めてほしい。システム改修にも節減の努力を要望する。ふるさと納税も魅力を PR することで工夫してほしい。また、寄附控除証明書についても、わかりやすい周知を要望して賛成討論とするとの討論がありました。

採決の結果、議案第 66 号 豊明市税条例等の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 67 号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第 67 号 豊明市都市計画税条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 74 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第 3 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、消防人件費は人数の変更でなく、ポストの増です。

消防署の勤務体制で、当直の責任者の補佐が休みになったとき、担当係長がそれに当たるため、責任者となる主幹、補佐の増員を行い組織強化を図る。

他の職員への負担は、補佐が係長兼務であり、大きな負担にはならない。

教育振興費の道徳副教材では、「明るい心・明るい人生」は、愛知県の郷土に即した内容であり、単価も有利であり、総合的に判断した。

南部公民館の人員配置は、正職1名、臨時職員4名、夜間のシルバー4名であり、勤務は臨時職員2名とシルバー2名で対応している。

適材適所を基本に、かつ総合的な配置を考えている等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論では、道徳副教材では、価格は見逃すことはできないが、ほかも検討されたい。消防では、職員にしわ寄せがなければよいが検証すること。南部公民館では、正職、再任用、臨職を毎年検討することは組織として決まっていけないのはおかしいので検討されたい。以上、要望し、賛成討論とするとの討論があり、採決の結果、議案第74号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

No.27 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司厚生常任委員長、登壇にて報告を願います

No.28 ○厚生常任委員長(平野龍司議員)

議長のご指名をいただきましたので、厚生常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果について報告いたします。

去る12月11日午前10時より、厚生常任委員全員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第64号 豊明市安心と安全な防犯まちづくり条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する当局の主な答弁は、新聞販売店との協定については、豊明市と警察署の3者で協定を結び、ステッカーの整備を考えている。

事業者に対しては署とタイアップして、防犯教室や広報、チラシでPRを行っていく。

パブリックコメントでの意見の採用については、街路灯、防犯灯の設置等は現行の制度

で対応、また防犯協会の設置と防犯団体との交流については、既に防犯協会は設置されており、自主防犯団体が 58 団体あり、支援と警察との連携を展開していく。

本条例で市のオリジナルの箇所は、県のモデル案を参考にして、4、5、6条の「責務」を「役割」として、第7条は児童等の安全確保を優先課題とした。第8条はモデル地区に集中して支援していく考えとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、3点の指摘をして賛成とする。市民参加の体制で条例づくりをすべきであり、防犯カメラの設置場所、活用等の問題点はあるが、今後この条例をよりよいものにしていくことを要望して、賛成するなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 64 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 68 号 豊明市母子家庭等医療費助成条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論はなく、直ちに採決に入り、採決の結果、議案第 68 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 69 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、今回、1,000 円以上に改正する理由は、3月の定例会で制定したときは準則が 10 円未満であり、そのように定めたとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入り、討論としては、他市は3月に改正したが、本市は気がつかなかったのは恥ずかしい。滞納者に不利益が生じないように配慮し、条例をつくっていただくよう要望して賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 69 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 70 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第 70 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 71 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する当局の主な答弁は、先天的要因、例えば染色体異常、遺伝子異常、先天性代謝異常、広範囲な脳奇形等の補償は対象にならない。

また、出産一時金の加算分3万円は、出産者から医者、医者から保険会社に支払われますが、この補償制度は産科医不足の原因である出産時の医療事故に対するもので、ともに利益があり、少子化対策につながるものとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、3万円上乗せして保険をかけるが、救済の措置が十分ではない。民間に流れる300億が妥当な額か、見ていくことを要望して、賛成する。

葬祭費の5万円は仕方がない。産科医療補償制度で安心して出産できる制度であり、5年ごとに見直しされるので、賛成するなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。採決の結果、議案第71号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 豊明市介護保険条例の一部改正についてを議題といたしました。説明を省略し、質疑に入りました。

質疑に対する当局の主な答弁は、納付回数を8回にしたのは、4月、6月が暫定賦課であり、残りの4回で調整するのはわかりづらく、滞納防止と事務費の軽減につながる。

また、今回改正するのは、来年度保険料の改正があり、暫定賦課と確定賦課では金額が変わるので、新しい保険料で8等分するため理解しやすいとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、財政面でもメリットがあり、納付者にもわかりやすい。年金天引き者と普通納付者とは不均衡があるので、よく説明してほしい。

納付しやすくなったが、相談体制を一層充実してほしいとの要望があり、賛成の討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第72号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 東部知多衛生組合規約の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する当局の答弁は、今回、議員定数削減4人分の報酬、旅費で、合計23万2,800円の経費が削減されるとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第73号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する当局の主な答弁は、後期高齢者医療に関しては、広域連合事務費負担金の総額が13億5,000万円と決定され、それを県下61市町村で案分した額である。

保育委託料のうち、半分は保護者が負担となるよう国の徴収基準額表が作成され、その基準額を控除した額の国は2分の1、県は4分の1、市は4分の1を負担している。

ただし、基準額の65%を保護者が支払っているので、本来、保護者が負担すべき残りの35%を市が負担している。

清掃人件費の2名増員については、有機循環の地域拡大強化のため1名、清掃事務所の受付、直営事業の操作が増えたため1名の増員との答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、後期高齢者医療事業費、民間保育所委託料の予算組みの中で、歳出が計上できないのは遺憾であるが、清掃人件費は障害者の雇用をしており評価し、賛成とする。

厳しい状況での補正であり、今後も努力してほしいとの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第74号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 平成20年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する当局の主な答弁は、電算関係委託料については、制度改正による改修で、70歳から74歳までの高齢受給者証の一斉更新、75歳の誕生月の高額療養費の限度額を2分の1にするもので、これは国の制度改正によるもの。そして、誕生月で不利益が生じないようにするためである。

前期高齢者交付金の歳入については、当初より多く入ってくるが、国保財政は今年度も依然厳しい状況である。

介護給付金の減額理由については、18年度の精算分で当初の見込みより低かったことと、2号被保険者の保険料が下がったためとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、国保財政に後期高齢者医療が貢献していない。電算関係の努力は認められる。やむを得ない補正であるとの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第75号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 平成20年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する当局の答弁は、電算関係委託料については、情報システム課との協議は示されていないが、3月までに改修する。金額も962万円で、近隣3市と比較しても一番低く、情報システム課と協議して努力していくとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論としては、電算については努力してほしい。人員も1人増えたので、予防事業、地域包括支援センターの事業に力を入れることを要望して、賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 78 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 79 号 平成 20 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する当局の答弁は、電算関係委託料については、情報システム課との協議は、国からは大枠しか示されなく、改修の詳細な仕様については年明けに発表予定で、適正な価格で期限内に行っていくとの答弁でした。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、電算の改修については内容を精査し、十分チェックし契約してほしいとの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 79 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果についての報告を終わります。

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて杉浦光男経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.30 ○経済建設常任委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、経済建設常任委員会に付託されました議案について、審議結果をご報告いたします。

去る平成 20 年 12 月 12 日午前 10 時より、全委員及び副市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、全議案を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審議経過を申し上げます。

初めに、議案第 74 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)うち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

切山西の土地改良はこれで終わりかとの問いに、19 年度からの事業が 20 年度に遅れたので、今後3年間の予定をしているとの答弁がありました。

ここで質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 74 号のうち、本委員会所管部分は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 76 号 平成 20 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく採決の結果、議案第 76 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 77 号 平成 20 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 77 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済建設常任委員会に付託されました議案の審議経過と結果についての報告を終わります。

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

ここで、会議の途中でありますが、10 分間の休憩といたします。

午前11時14分休憩

午前11時24分再開

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

ないようでありますので、委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 64 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.34 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 64 号 安心と安全な防犯まちづくり条例の制定について、反対の討論をいたします。

最近、子どもや市民が巻き込まれる事件が増えており、今や子どものいる家庭だけの問題ではなく、子どもや市民の安全が保たれるまちづくりは緊急の課題であり、我が党も同様の思いであります。

ところで、安心と安全な防犯まちづくり条例が提案されましたが、この条例制定によって、かえって市民相互の監視社会が生まれるのではないかという疑念が湧いてくるものがあります。確かに、社会情勢が不安定になり、犯罪が多発しており、犯罪のないまちづくりを望む声が高まっていることは確かであります。

そのため、市民が、町内会が自主的にパトロールしたり、犯罪情報を回覧したり、児童の見回り活動や一声運動などをして、行政に強制されることなく自主的に行動を起こし、防犯に協力をしています。

さて、この条例は愛知県や警察からの要請があったと聞きますが、条例の目的は、市民が安心して安全に暮らせる犯罪のない明るい地域社会の実現に寄与するとしておりますが、その犯罪から市民を守る責務は市民ではなく、県や市、警察にあることは当たり前のことであります。

ところが、この条例には市の役割があいまいであるということが気になります。そして、市の役割に加え、市民の役割、事業者の役割と言いましても、市民や事業者の責務と言いかえてもよいでしょう。これが条例に明記されました。委員会の中でも、条例に市民や事業者の役割を明記されたことに疑念を持つと発言をされた委員がいらっしゃいましたが、私も同様の思いであります。

ご存じのように、自治体の条例は国の法律に準ずるもので、条例化するということは、その明記されたことに強制力が働くわけであります。ここに言う個人の意識の持ち方の問題を、わざわざ条例に明記しなければならないほど、重大な問題が豊明市に存在しているのでしょうか。ひかりの輪の問題や、その他の犯罪にしても、これは一般的な法律で取り締まることができることで、条例化する必要はないのではないのでしょうか。

ところで、市民の責務として自主的な防犯活動を推進すること、防犯まちづくりに関する施策に協力すること等々と、このように条例化されますと、住民はやらなければならないという義務が課せられることとなりますが、住民が推進しなかったら、協力しなかったら、条例違反になるのでしょうか。

罰則までは、この条例に明記されていませんし、市のチェックや監視はしないとの答弁をいただきましたが、住民同士では、例えばAさんは市の条例に書かれているのに協力しないなどと、市民同士の監視し合う体制が自然にできてくるのではないのでしょうか。それが次

第に強制力を増し、住民の自由に行動する権利などが制約されてくることにつながるのではないのでしょうか。私はそれほど重大な内容であると考えます。

もう既に国民保護計画ができ、住民基本台帳ネットワークが構築をされ、住民総背番号制ができました。世情が不安だからといって、至るところで監視カメラが国民を見張るようになりました。これらが無原則に拡大をしていくと、市民が常に見張られる状態になり、監視されずに自由に行動する権利が有名無実となる社会が構築されようとしている中、個人の意識の持ち方の問題まで条例で縛りつけるこの条例については、賛成することができません。

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、一色美智子議員。

No.36 ○11番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、議案第 64 号 豊明市安心と安全な防犯まちづくり条例の制定について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論を行います。

今回の豊明市安心と安全な防犯まちづくり条例は、市が中心となり、市民及び事業者の理解と協力を得ながら、犯罪のない明るい地域社会を実現しようとするものであります。市民一人ひとりが犯罪に遭わないため、防犯に関心を持つことや、事業者も地域の一員として犯罪被害に遭わないようにしていくことは大変重要なことであり、またそれは願いでもあります。

防犯意識の高い地域は犯罪の発生が低いと言われていています。地域での自主的な防犯活動を進めることが地域の目となり、犯罪抑止に効果があることをあらわしているものと考えます。市民が犯罪被害者とならないよう、特に子どもたちの安全を守ることは、市、教育委員会、学校、地域、PTA等が一体となって取り組む必要があります。

愛知警察署の積極的な取り組みを要望するとともに、市においても署との連携を密にしていいただき、安全で安心な豊明市となるよう期待し、賛成討論といたします。

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、三浦桂司議員。

No.38 ○6番(三浦桂司議員)

議案第 64 号 豊明市安心と安全な防犯まちづくり条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

一般質問でも質問したように、当市においてもさまざまな事件、事故が発生しております。条例という枠組みをつくっても、犯罪が減少するというわけではありません。そこに魂、また人の力が入ってこそ、条例が生きるものだと思っております。

国がなすべきこと、県がなすべきこと、市がなすべきこと、市民の責務等々、それぞれの案件において、自己責任だけで処理をするというのは大変難しい時代になっています。既得権を守るためという行き過ぎた規制は排除せねばなりません、社会的規制というものの重要性を今痛感しております。安心・安全なまちであってこそ、初めて人や産業が育つと考えております。

トヨタ、ソニー、日本を代表する大企業が大幅な減益、大規模な人員削減などを打ち出して、派遣、パートはもちろん、正社員までリストラされる時代になっておりまして、閉塞感、また治安の悪化が懸念されます。

県の条例案が示され、それを参考にして市町の状況に応じて作成されましたが、犯罪も多様化され、それに伴って多角的、迅速に行動を移せるような体制の充実を望みます。地域の安全はできる限り地域で守る、自分の安全は自分自身で守るというスタンスを広く市民に浸透されるように、広報の充実などの要望を付して賛成討論といたします。

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 64 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 64 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 65 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

山盛左千江議員。

No.41 ○15番(山盛左千江議員)

では、議案第 65 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

本議案の内容は、道路運送法の改正に伴い公共施設巡回バス検討委員会委員の名称を、地域公共交通会議委員に改めるというものです。

とはいえ、全自治体が改めるということではなく、この会議は地域の公共交通に市民が主体的にかかわり、みずからつくり上げるための組織と位置づけられており、自治体の意思で設置するものであります。この交通会議では、運行形態やサービスの水準、運賃等が協議され、また地域の交通計画を作成することもできるとされています。

本市においては、現在のひまわりバスの使用期限切れを機に、苦情の多いバス路線やルートの見直し、デマンド交通システムによる乗り合いタクシーなど、高齢社会を見据えた

市民の足をどうするのが議題になろうと想定されています。会議設置は意味のあるものだと評価しております。

しかし、設置の時期については問題があります。多くの市民に影響する見直しですから、アンケートも必要でしょうし、運輸局が示す標準処理期間にあわせて作業を進める必要もあります。

さらに来年度、調査や計画策定に国庫補助を受けようとするれば、この1月の設置で間に合えずことができるのでしょうか。大変困難だと考えます。みすみす上限 1,000 万円、全額補助をあきらめることにもなりかねず、万が一自費となれば、財政難の中、調査や計画策定そのものがなおざりになる可能性があり、批判は避けられません。

道路運送法改正は、平成 18 年で県内では既に 21 市、近隣で見ても瀬戸、尾張旭、日進、東郷、三好は設置済みです。本市はバス使用期限が差し迫っているにもかかわらず、このタイミングというのは、いかにも先を見越して仕事ができていると、みずから表現しているのだと言わざるを得ません。この責任を重く受けとめ、くれぐれも時間がないことを理由に市民の意向調査を省略したり、十分な検討なしに進めたりしないよう、バスの使用期限についても名鉄と協議し、可能な限り延長し、今度こそ市民から十分評価される、喜んでもらえる地域公共交通を構築して下さるよう要望し、討論としておきます。

以上です。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 65 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 66 号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.44 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 66 号 市税条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

この条例改正に延滞金の減免規定が盛り込まれました。我が党も質問をしてまいりましたところ、早速実施されたことに対し評価をするものであり、今後も柔軟な対応をお願いするものであります。

さて、税金の収納でコンビニ収納を平成 22 年 4 月から実施することから、これに伴って前納報償金を廃止する条例改正案が提案されました。これは 2003 年の地方自治法改正によりコンビニ収納が可能とされました。そのためコンビニ収納を実施される自治体が広がっていることは確かであります。

しかし、買い物の代金支払いとは違って、税額によって個人の所得や財産が知られてしまう内容を取り扱うこととなります。税金の徴収にかかわるコンビニ各社と店員、収納代行業者など、複数の民間業者がかかわってまいります。コンビニ協会と文書で約束をされたそうではありますが、コンビニや代行業者で働くアルバイトなどに守秘義務がどこまで徹底されるか、個人の所得や財産など個人情報の点で心配される点であります。

また、前納報償金の廃止についても、庶民のささやかな節税対策を奪うことにつながると考えます。よって、反対いたします。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.46 ○4番(近藤郁子議員)

議案第 66 号 豊明市税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

これは地方税等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、豊明市独自で改正する 2 点のうち、個人住民税及び固定資産税等において前納報償金が平成 22 年度より廃止されることは、普通徴収対象者にとっては納付に消極的になることも懸念されますが、前納報償金が 4,600 万円に上ることから、給与天引きで納付する市民との不公平感をなくすという点では必要であると考えます。

また、多くの他市町より遅れてコンビニ収納を開始する点についても、システム改修に 1,700 万円余の費用がかかり、コンビニに支払う手数料も 1 件 60 円と決して安価ではありませんが、市民の納税への利便性を考慮した点は評価したいと思います。

他市町の結果を踏まえ、コンビニ収納により期限内納付の増加が見込まれる点では、安定した財源確保につながる点として期待したいと思います。

後は口座振替件数の増加に対し、引き続き努めていただきますようお願いして、討論を終わります。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 66 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 66 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 67 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 67 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 68 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 68 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 69 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。
山盛左千江議員。

No.51 ○15番(山盛左千江議員)

議案第 69 号 豊明市後期高齢者医療の助成に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

本改正は、後期高齢者保険料を滞納した場合に発生する延滞金の計算方法を変更するもので、これまで延滞金は 10 円未満を切り捨てておりましたが、改正により平成 20 年 8 月にさかのぼり 1,000 円未満を切り捨て、1,000 円を超える場合には 100 円未満を切り捨てることになりました。

今年3月に制定されたばかりの条例をなぜ改正するのか。担当は制定時に示された国の基準が地方税法による延滞金の計算方法と違っていたが、そのことに気づかなかった。このままでは高齢者に不利益が生じてしまうから改正したと説明し、さらに県内市町に確認したところ、どこも3月制定の時点で地方税法や市税条例との整合性を確認し、準則に修正を加えており、できていなかったのは本市だけだったと答弁しました。

このミスは担当のみならず、法規審査会でも見落としていたわけです。こうしたミスは今回に限らずたびたび起きており、市役所全体がたるんでいるとしか言いようがありません。

幸い、現職員がミスに気づき、運用の中で高齢者に不利益が生じないようにしていたのでよかったものの、ともすれば、またもや新聞をにぎわすような恥をかくところでした。反省を求めるとともに、再発防止に向けて何らかの対策を講じるよう要望して、討論を終わります。

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 69 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 70 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 70 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 71 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.55 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 71 号 国民健康保険条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

この条例改正は、出産育児一時金を3万円上乗せをした産科医療補償制度が設けられました。この点については我が党も国会で創設を求めてきましたので歓迎をするものです。

ただ、この制度の対象となるケースが限られていることや、基金の運営が民間会社に丸投げであり、補償金を支給するかどうか決定する日本医療機能評価機構に厚生労働省の元幹部が天下りをしている等の問題があり、これらの点については抜本的な見直しが必要と考え、ここに申し上げておきます。

次に、葬祭費について現行6万円から5万円に引き下げる案について反対であります。

貧困と格差社会と言われている昨今、葬式代がないために亡くなれると直葬にされる人たちが増えていると報道されたことがあります。私がかかわったケースでも葬式代はおろか、直葬であっても火葬場の使用料2万8,000円、霊柩車1万4,000円、その他ひつぎ代などを含めると6万円でも不足してまいります。

ただ、火葬場を自治体で運営しているところは、使用料が無料から3,000円ぐらいで済みますので、5万円にされても可能だと思われまますので、他市とは比較すべきではないと考えます。

なお、葬儀屋さんに直葬をお願いしますと、20万円プラス火葬場使用料2万8,000円です。このことから、お金がないと直葬でさえもすることすらできず、最低でもこれを賄う保障が必要ではないでしょうか。よって、葬祭費を引き下げるべきではないと考え、この条例改正には反対といたします。

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、榊原杏子議員。

No.57 ○14番(榊原杏子議員)

議案第71号 国民健康保険条例の一部改正について討論をいたします。

出産育児一時金の3万円値上げと葬祭費の1万円カットの内容であります。

出産育児一時金については、産科医療補償制度の創設に伴い、その掛金として出産費用に上乘せをされてくる3万円分を出産育児一時金で手当てするための値上げであって、実際に出産する人の手にはわりません。今、また4万円時限つき値上げという話も出てきましたが、それとは全く別の話であります。

医療機関は1分娩につき3万円を支払いますが、そのほかにも補償対象となるかどうかの検査をするために機器購入などの費用が必要となり、公立病院であっても5万円の値上げをしなければ合わないというふうな試算をしているところもあるそうであります。当然3万円以上の値上げがあれば、本人負担が今以上に増えることになり問題です。

また、先天的な要因などがあれば、出産時何があっても補償対象にはならず、同じ脳性麻痺でも補償を受けられる子どもと受けられない子どもが出現し、経済的な格差が生じることになる点も大きな問題です。対象にならない出産は控えようという動きや、新たな受け入れ拒否問題も発生しかねません。

さらに、掛金総額300億円に対し、補償金として必要となるのは150億円から240億円程度と見積もられていますが、余剰金が発生しても返還されないとされています。民間保険会社が運用を行うため、実質は公金が使われる公的制度であるのに、財務諸表等が公表されず、透明性が確保されていないという問題もあります。

出産時のトラブルにまつわるこうした障害について補償をする制度自体は、以前から求められてきたものでしたが、今回の制度内容は十分な議論もされないまま、このように極

めて問題点が多い状態でスタートしようとしています。これを機に、分娩の取り扱いをやめたいという医療機関まであられ、目的の一つである産科医不足の歯どめにもつながっておりません。

しかしながら、1月から出産費用は半ば強制的に値上げされてしまうこととなりますので、国保の運営者としても一時金引き上げをしないわけにはいきませんが、こうした問題を十分に把握し、周知も進んでいない現状ですので、実際に妊婦さんと接する立場として、国保以外の方も含め制度の説明にも努めていただきたいと思います。

葬祭費のカットにつきましては、せっかくこれまで保ってきたのに非常に残念なことであります。しかしながら、国保及び市全体の財政難もさることながら、後期高齢者医療のほうでは広域連合が低いものにあわせて5万円としてしまっていることから、そちらに移行した方は既に値下げされた状態にあるということ、また県下でも6万円を維持しているのは、もはや当市と犬山市だけという現状を踏まえると、これは残念であります、いたし方ないものと考え、全体としてやむを得ず賛成ということで討論いたします。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、一色美智子議員。

No.59 ○11番(一色美智子議員)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第71号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論を行います。

これは出産育児一時金及び葬祭費の改正で、葬祭費が現行の6万円から5万円になるもので、18年10月1日の改正以来据え置きになっており、平成20年4月1日施行の後期高齢者医療制度の葬祭費も5万円ですので、近隣市町の状況を見ましても、現在の本市の財政状況を考えましても、5万円で仕方がないと思います。

また、出産育児一時金は、健康保険法施行令の一部改正に伴い産科医療補償制度に加入し、1分娩当たり3万円の保険料を支払う。これによって出産費用の上昇が予想されるため、出産育児一時金を35万円から38万円にするものです。

産科医療補償制度は安心して産科医療が受けられる環境の整備の一環として創設されるもので、通常の妊娠、出産だったにもかかわらず、生まれた子どもが重度の脳性麻痺になったとき、その子の看護、介護のために一時金として600万円、分割金として月10万円、年間120万円が20年にわたって計3,000万円が支給される制度です。

子どもを産む、ほぼすべての人にかかわる制度となりますが、未熟児として生まれた場合や、検査でわかる遺伝子異常など、先天的な原因によるものは対象外と補償対象が限られ、課題も多いのですが、5年ごとに見直しもありますので、今後もより多くの人々が安心して子を産み育てられる環境の整備を要求いたしまして、賛成討論いたします。

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 71 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 71 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 72 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

一色美智子議員。

No.62 ○11番(一色美智子議員)

議案第 72 号 豊明市介護保険条例の一部改正について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論を行います。

本議案は 21 年度、介護保険料の普通徴収保険料の納期が、現行の6回から8回に改正されるものであります。

したがって、国民健康保険税と同じように、7月から2月までの毎月納入となりますが、1回分の額が減額になり、納付しやすくなると思います。

さらに、保険料算定の際、前々年所得の仮算定、いわゆる暫定賦課ではないため、年間保険料が確定し、年度途中での保険料額の変更することが発生いたしません。

制度が変更いたしますと、市民からの問い合わせも多くなるかと思いますが、相談体制をしっかりとっていただき、市民に不信感を与えないよう要望いたしまして、賛成討論いたします。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 72 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 73 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.65 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 73 号 東部知多衛生組合同規約の一部改正について、反対の討論をいたします。

この議案は、組合議会の議員定数を削減する提案であります。現在、議員 16 人を 12 人にして、本市では4人から3人に改められる内容であります。ご承知のように議員は市民の代表であり、市民の代弁者であることから、議員定数削減が市民の政治参加を狭めていくことにつながる事となります。

現在、東部知多衛生組合は焼却炉の耐用年数の問題や、新たな焼却センター候補地の問題、ごみ処理の広域化問題など、解決を迫られている問題が山積しております。このようなときこそ、議会の役割を大いに発揮させていくときであり、議員の削減は時代に逆行するものと考え、反対といたします。

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 73 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 73 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 74 号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、榊原杏子議員。

No.68 ○14番(榊原杏子議員)

議案第 74 号 一般会計補正予算について、賛成の立場でありますが、幾つか指摘、要望をしておきたい点がありますので、討論をいたします。

今回の補正で財政調整基金に約2億円を積み増し、財調残高の合計は3億 7,000 万余りとなります。12 月補正後の残高は次年度の予算編成に当たり重要な原資の一部となっておりますが、年々この額が減少しており、ついに5億円を切ってしまったと言っていた昨年より、さらに落ち込んだこの 3.7 億円をもって予算編成に臨むこととなります。

まして、この間の急速な景気後退による税収への影響もはかり知れず、前倒しする耐震化工事も抱えていますので、予定以上に厳しい取捨選択が迫られることは、もう十分覚悟はされていると思いますが、その際、自治体の優先すべき役割をよく認識し、守るべきものは守り、単純に額や割合で比較したり、安易に切りやすいところから切ることが起こらな

いよう、全体に徹底をしていただきたいと思います。

また、無駄を省き節減につながるような取り組みは、労をいとわず予定を早めるなど、積極的に実施することが必要です。

人件費の増減については、機構改革によって配置の不均衡が是正された部分がありますが、それでもまだ過不足がある部署も見受けられます。大きな改変のときだけでなく、毎年の見直しも必要ですし、またグループ制など、年度の中でもある程度人員の融通がきくような工夫が必要な時期だと考えます。

そして、今回は南部公民館の館長について取り上げましたが、同様の件を過去に何度も指摘しているとおり、適当な退職者がいなかったから今年も現職がいく、来年はまたわからないというような、その場しのぎの配置がまだ続いています。

限られた人数でやりくりをしている以上、調整に使えるようなポストは1つだってないはずですから、いつまでもこんな状態を続けていいわけがありません。早期解消を求めます。

さらに、保育士の臨時職員が欲しいときに確保できないという問題は、以前から指摘されてきましたが、今回育休の代替要員が遅れてきたケースが幾つかあり、最大1カ月遅れたということでした。登録制を設けましたが、機能しきっていない現状が明らかであり、基準を満たさない人数でやりくりして、残された人に負担がかかったり、子を産み育てる人が安心して休めないようでは大問題であります。この根底には正規職員の圧倒的な不足がありますので、専門職については別枠で考えるなど、この解消が急務であることを訴えておきます。

電算関係の費用についても、毎回のように指摘をしていますが、今回の補正の中では介護保険、後期高齢者医療で何点かのシステム変更の費用が上がっておりました。特に、後期高齢者医療制度については、国の見切り発車のせいで、後から後から見込み違いや方針転換のたびにこうして費用負担が生じ、ため息が出るばかりですが、少しでもこの費用を抑える努力もしなければなりません。

情報システム課のチェックはこれから行うということで、国がまだ詳細を示していない部分などは仕方ありませんが、ほとんどが随契ですので、遅くなるほど交渉の幅も狭まるものではないかと危惧をいたしております。本来はなるべく絞ってから予算計上するのが望ましく、そのための十分な体制が今現在とれていないならば、専門職の方も含めて今後増強が必要と考えます。情報システム課が十分に機能し、大きな節減効果となって返ってくることを期待しています。

以上、指摘した課題に十分に取組まれることを要望して、賛成討論といたします。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.70 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 74 号 一般会計補正予算について賛成であります、1 点だけ指摘をさせていただきます。

教育費の消耗品費で、道徳の副読本が来年からの学習指導要領の改定により購入の運びになりました。かつては毎年購入でしたが、数年前から学年に備え置きになっていました。このことは前進ですが、今回でも「明るい心・明るい人生」の発注先が以前と同様の団体であります。以前から、この団体は理事や常任理事に現職の校長や校長OBと言われている団体であり、他市では校長たちが団体の発行物の採択を強要しているといううわさまであります。

それは、この団体の副読本の選定では現場の教師は現物が示されないうちに購入することが決まってしまうなど、教師たちの選定でのかかわりが薄いことからの理由であります。これを改善しなければ、うわさは本当かということになりかねません。

ですから、十分時間はありますので、現場での議論の機会をつくっていただくことを申し上げておきます。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 74 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号は各委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 75 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

山盛左千江議員。

No.73 ○15番(山盛左千江議員)

議案第 75 号 平成 20 年度豊明市国民健康保険特別会計の補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

この補正の主な内容は、支出の面では 65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費の伸びによる給付費約 4 億 6,000 万円の増と高額医療費 4,700 万円の増、また老人保健医療費拠出金 3,700 万円の増などです。

収入の面では、国保制度の改正により 65 歳から 74 歳の退職者が前期高齢者と呼び名をかえ、国保の一般被保険者となったことにより、費用負担調整として交付された 3 億 2,000 万円と、医療費の増加に伴う国、県の負担金約 2 億円の増額であります。

例年、12 月議会には 1 億円近く一般会計から国保に繰り入れされるのですが、今年度は

それがなく、制度改正により国保財政の健全化が図られたのかと、補正額を見てほっとしていたのですが、説明を聞いてみれば、そういったことではなく、3月議会に大きな補正増が必要になりそうとのことでした。

制度改正のときに国の触れ込みは、前期高齢者の負担調整交付金、今回上程された3億2,000万円ほどの増ですが、これと後期高齢者医療制度により国保の負担が1割減ることによって国保の健全化が図れるということでした。

しかし、1年もたたずに蓋を開けてみれば、後期高齢者の保険料が入らないこと、前期高齢者の医療費が予想以上に増大するなど、マイナス要因が殊のほか大きく影響し、結局国保財政は厳しい状態から抜け出すことができず、社会保険の負担増と後期高齢者医療制度への批判を招いただけとなりました。だれも喜ばない、だれも楽にならない制度改正を進めた政府には怒りを感じております。

地方分権と言われて久しいのですが、このように自治体はさまざまな制度の縛りを受けています。それでも法律がどうであれ、市民や自治体に不利益を生じるならば制度を無視する、国にノーを突きつける自治体や議会があることも確かです。そうやって国の制度を地方から変えていくことこそ、地方分権の意義だと考えております。本市も黙って受け入れ、ただ嘆いているだけではなく、行動に出ていただければと願うばかりです。

麻生政権の支持率は下降の一途をたどっています。世間では政権交代も近いと言われています。何党が政権を取ろうとも、生活者に最も近い地方自治体が、市民の暮らしにしっかり目を向けていなければ変革は起こり得ません。

本題に戻りますが、今年度の国保会計は見込み外れでしたが、国保財政が厳しいのは老人保健医療費の拠出金がまだ残っており、後期高齢者の負担と二重になっているためでもあります。これもあと1年で終わりとなります。国保財政の健全化は欠かせませんが、いましばらく様子を見る必要があると感じております。国保税の上限を引き上げたばかりのこの状況に、またこの不況の折、間違っても税本体の値上げに手をつけるようなことのないよう十分申し上げて、賛成討論といたします。

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第75号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第76号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

近藤郁子議員。

No.76 ○4番(近藤郁子議員)

議案第 76 号 豊明市下水道事業特別会計補正予算書について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正は、豊明市下水道事業特別会計の健全化を図るものであり、できる限りの金利削減に努められたことについて評価いたします。

下水道料金値上げは市民の理解のもとで行われるわけですから、今後の下水道事業の会計について、わかりやすく市民に広報されることを求めます。

ほかに一般管理費の公課、消費税及び地方消費税の補正については、前年度の建設工事で支払う消費税を、納付する消費税から差し引くことができるなど、確定するまでの計算式が複雑をきわめることに起因しているわけですが、シビアな数字が求められる会計でもありますから熟知され、補正額が小差になるよう努力いただくことをお願いして討論を終わります。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 76 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 77 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 77 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 78 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 78 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 79 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 79 号に係る委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号は委員長報告のとおり可決されました。以上で日程3を終わります。日程4、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。請願第3号から請願第5号までの3件の請願を一括議題といたします。厚生常任委員会及び経済建設常任委員会に付託しておりました請願3件について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。初めに、平野龍司厚生常任委員長より登壇にて報告を願います。

No.82 ○厚生常任委員長(平野龍司議員)

議長のご指名をいただきましたので、厚生常任委員会に付託されました請願第3号及び請願第4号の審議内容と結果について報告をいたします。去る 12 月 11 日午前 10 時より開催されました厚生常任委員会において、付託議案の審議終了後に委員全員と市長以下関係職員の出席のもと、請願第3号 介護職員の人材確保の意見書採択を求める請願について及び請願第4号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願についてを審議いたしました。初めに、請願第3号 介護職員の人材確保の意見書採択を求める請願についてを審議いたしました。理事者の説明はなく、直ちに質疑に入りました。質疑に対する主な答弁は、市内の介護施設の実態について事実は把握していないが、ケアマネ会議で相談を受けている。正職、パートの入れかわりについては、事業所指定を受けており、人の動きは特につかんでいないとの答弁がありました。質疑を終結し討論に入りました。主な討論の内容は、国の問題であり、現状にそぐわないので不採択とする。サービスをチェックする必要がある、処遇の改善は必要であり、市が努力することをお願いして採択するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。採決の結果、請願第3号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、請願第4号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願についてを審議いたしました。

理事者の説明はなく、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、全体的に見て、本市が実施しているものは介護保険料の改正を予定している。これらの事業は70%の無理な点があるとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

国の現状にそぐわないところがあり、不採択とする。

項目が多岐にわたっており、本市の財政状況を考え、不採択とする。

後期高齢者医療の5項目目は、住民の意思が反映しにくいこともあり、趣旨採択することに賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。採決の結果、請願第4号は採択に賛成者なく、趣旨採択少数により不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました請願第3号及び第4号の審議経過と結果の報告を終わります。

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、杉浦光男経済建設常任委員長より登壇にて報告を願います。

No.84 ○経済建設常任委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、経済建設常任委員会に付託されました請願第5号 中部地方整備局の事務所・出張所の存続と地方分権改革推進委員会の第2次勧告に向けて地方分権改革に係る慎重な審議を求める請願についての審議経過と結果をご報告いたします。

去る12月12日午前10時より開催されました経済建設常任委員会において、付託議案の審議終了後に本請願を審議いたしました。

当局による状況等の説明は特になく、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、国は最終に道州制があり、さらに地方分権が地方になかなか追いつかない状況にある。本市では国道23号、1号の維持管理がおろそかになる可能性があるので、存続を希望して採択に賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。採決の結果、請願第5号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で経済建設常任委員会に付託されました請願第5号の審議経過と結果についての報告を終わります。

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、請願第3号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.87 ○13番(前山美恵子議員)

請願第3号について採択の立場で討論をいたします。

介護保険制度を支える施設と体制が急速につくられ、そこで働く職員も増加しました。

しかし、趣旨説明でも申し上げましたように、相次ぐ介護報酬引き下げで合計4.7%も引き下げられた結果、介護施設の維持と人材確保という点で深刻な事態になっています。

厳しい労働条件と低い給料を改善し、安心して働ける環境づくりが緊急に求められており、国に対して改善の意見書を提出していくことが大切と考え、議員各位の賛同をお願いします。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第3号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、請願第3号についてお諮りいたします。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.89 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、請願第3号は不採択と決しました。

続いて、請願第4号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、山盛左千江議員。

No.90 ○15番(山盛左千江議員)

請願第4号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願について、趣旨採択の立場で討論をいたします。

本請願の趣旨は、市に対し市民の命と健康、暮らしを守る砦としての役割を果たすよう求めるものであり共感できます。社会保障の後退は実生活に大きな影響を与えるばかりでなく、不安という目に見えない脅威となってどんどん広がっています。

この請願には国、県、後期高齢者広域連合に対する意見書等の提出を求める事項が多々述べられており、この点についても同感できる内容と考えます。

また、市に対しては25項目に及ぶ要望がつづられており、そのうち3割については実施の予定、あるいは同等の効果を見据えた事業が既にあるとの市の見解が示されました。その他の事業についても実現すればいいとは思いますが、国の制度や国自体のさまざまな問題を市にかぶせるというのは、少々酷かと思えます。

また、財政難の今、議会として全要望を市に突きつければ、介護、福祉、医療施策の拡充と引きかえに、例えば教育や子育て支援、環境など、他の何かをそがれるということにもなりかねません。長期的に目指す方向としては十分理解できますが、趣旨採択とさせていただきます。

最後に、今100年に一度と言われる大不況に襲われ、どこまで進むのか、いつまで続くのか、出口が見えません。派遣切りのニュースが連日報道され、働き場を失った多くの人たちが年越しの不安を抱えています。今後さらに住むところを追われ、満足に食べることもできない人たちが増えることが予想されます。国の対応の遅さに、自治体が先行してさまざまな対策を打ち上げているのも報道されつつあります。

本市においては、財政難から予算編成に苦労していると聞きますが、どこを削減するか、何をやめるかばかりに目を向けるのではなく、今社会で起きていることにしっかり目を向け、行政として最優先すべき施策は何なのか、見誤らないでいただきたいものです。

私たち議会の役割と責任の大きさも、この請願を通して痛感しておりますが、危機的状況を乗り越えるために一丸となって努力していきたいと、心新たに考えたところです。

以上、私の討論を終わります。

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.92 ○13番(前山美恵子議員)

請願第4号について採択の討論をいたします。

厚生常任委員会でご審議をいただきましたが、採択をいただけませんでした。

さて、この請願に記載されております項目について、委員各位から疑問点をご指摘をいただきました。後期高齢者医療制度については、数年後には団塊の世代が高齢化し、その医療費が増加することから、今の医療制度でよいのか、後期高齢者医療制度は決して悪くないのではないかとのことですが、後期高齢者になると受けられる医療の内容が制限をされます。

例えば、病気で完治していなくても、病院から早々に退院を進められることにもなり、そうになると、つらい思いをするのは当事者やその家族です。人生の後半をこんな思いで終わらせたくはありません。十分に受けられる医療制度を求めていきたいと思えます。

次に、請願の項目の中に、豊明市が事業化している項目が30%含まれているからとのご指摘もありました。例えば、子どもの通院の医療費は小学校3年生まで無料です。妊産婦健診は5回まで無料にしました。率で申し上げれば30%ぐらいでしょう。

しかし、この請願はさらに拡充を求めているものであり、ここに記載されている内容は豊明市民にとって必要なものばかりであります。この点をお酌み取りいただき、この請願を採択されますよう紹介議員からお願いをするものであります。

No.93 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第4号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、請願第4号についてお諮りいたします。

請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。

次に、請願第4号を趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.95 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、請願第4号は不採択と決しました。

続いて、請願第5号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、榊原杏子議員。

No.96 ○14番(榊原杏子議員)

請願第5号 中部地方整備局の事務所・出張所の存続と地方分権改革推進委員会の第

2次勧告に向けて地方分権改革に係る慎重な審議を求める請願について討論をいたします。

この第2次勧告については、既に12月8日に提出をされてしまいましたが、これを受け政府が今後検討するという段階にあっても、慎重にという願意は変わらない、むしろより強い願いとなるだろうということを考え、採択すべきとの立場をとります。

第2次勧告は3万5,000人の削減、そのうち2万3,000人を地方に移管するという内容になっています。土壇場になって突如として数値目標を盛り込みましたが、この数値に関しては積算根拠があやふやで、現実性のない乱暴なものだと指摘、批判をされるものでした。こうした数値はひとり歩きしがちなことを認識した上での、いわば確信的なやり方であろうと不信感を覚えました。

請願項目の中で存続を求められている国道事務所と中部技術事務所については、地方整備局が他の機関との統合により、地方振興局と地方工務局というものに振り分けられるということだけで、具体的に各事務所がどうなるかまでは踏み込まれていませんが、数値目標が先行すれば末端から切られるのが世の常ですので、かえって地方切り捨てとなるような統廃合がなされかねません。

さて、国の出先機関のうちには指摘されるとおり、無駄で手の入っていない部分もあり、また二重行政の排除、権限の移譲といった視点からもここに手をつけ、見直していくことは必要と考えます。

ただ、人員削減だけが先行するのは大変危険ですし、地方に人員を受け入れさせておいて、権限も財源もよこさないような事態も、これまでの経緯から大いに考えられますので、自治体、議会としても名ばかりの分権とならないよう、負担だけ押しつけられることにならないよう行く末を注視し、声を上げていくことが必要と考え、請願採択の討論といたします。

No.97 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.98 ○13番(前山美恵子議員)

請願第5号について採択の討論をいたします。

国土交通省地方整備局の名古屋国道事務所と関係出張所は、愛知県内の一般国道8路線の維持管理を行い、交通事故や浸水したとき、道路の交通規制や復旧作業、草刈り、パトロールなどを行っています。

国道は日本全体を結ぶネットワークであり、流通を支え、災害時の交通確保などの役割を持っています。それは国の責任であり、地方自治体の主張などからも国がすべきものという趣旨の発言が出ています。

もちろん税金の無駄遣いは改めなければなりません。しかし、それは国民の安全・安心

を守る重要な社会資本整備の役割を放棄してもいいという理由にはなりません。最近の気候変動で雨による道路の浸水への対応などの仕事が増えています。ある出張所では浸水の対応が年 500 件だったものが、今年は半年で既に 500 件になっているとのことです。

また、生活関連の予算が削減され、草刈りの回数が4回から2回に減っているとのことであり、今見直すべきことは体制の拡充であり、中部整備局の廃止や地方への移管は中止をすべきです。

以上のことから中部整備局の存続と慎重審議を求める請願について採択するものです。

No.99 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第5号に係る委員長の報告は不採択であります。

よって、請願第5号についてお諮りいたします。

請願第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

賛成少数であります。よって、請願第5号は不採択と決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.101 ○市長(相羽英勝君)

議長よりご指名をいただきました。平成 20 年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、ご提案をさせていただきました全議案とも可決・ご承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、議案審議を通じまして賜りましたご意見、あるいはご提言等につきましては、今後可能な限り、その実現に向けて努力をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

さて、本年は年初より道路特定財源、あるいは暫定税率、またイージス護衛艦等の事故等の波乱含みの国会で始まった年となりました。

また、年央には食品の偽装問題や円高、また資源高等に見舞われまして、秋以降は米国発の金融危機が世界中に広がりを見せ、景気が驚くほどのスピードで悪化をし、海外経

済の失速、国内では内需の低迷等により販売不振、企業心理等の急速な冷え込み、殊のほか自動車や電機等の輸出産業に続きまして、飲食とか小売りとか、国内消費関連の業種も景気の悪化が本当に鮮明となってまいりました。まさに総崩れの状況を迎えるような年となってしまいました。

そして迎えます平成 21 年は、引き続き景気の悪化と市場の混乱が实体经济に大きくのしかかってくるものと考えております。まさに出口の見えない景気後退局面を迎え、市財政に与える影響は予測をはるかに上回る状況になるものと大変危惧をいたしております。

この大変厳しい試練の年を迎えることになりましたが、市民の皆様並びに議員の皆様各位の総力を結集させていただきまして、来るべき難局に立ち向かっていきたいと決意を新たにさせていただいております。

最後になりますけれども、今年も残り2週間と相なりました。これからは寒さも一段と増してまいります。また、大変厳しい年末年始を迎えるわけでございます。議員の皆様方にはますますご自愛をいただきまして、お元気に新たな年、21 年をお迎えになりますよう祈念を申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。

この1年、大変お世話になりました。ありがとうございました。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

本年最後の定例会を閉会するに当たりまして、議員各位のご協力に心から感謝を申し上げます。

また、迎えます平成 21 年が本市にとってもよりよい年になりますように、あわせて皆様方のご多幸をご祈念申し上げます、平成 20 年豊明市議会第4回定例会を閉会といたします。

午後零時36分閉会

